

「わがまち特例」による固定資産税の特例措置								
No.	特例措置対象資産 (具体例)	税目	議会 議決	町税 条例	根拠規定 (地方税法)	資産の取得時期 (※5)	特例の 適用期 間(※5)	特例 割合
①	家庭的保育事業の用に直接供する家屋および償却資産	固定資産税 (家屋および 償却資産)	H29.3 専決	第61条 の2第1 項	法第349条 の3第28項	H29.4.1~	期限なし	1/2
②	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋および償却資産	固定資産税 (家屋および 償却資産)	H29.3 専決	第61条 の2第2 項	法第349条 の3第29項			1/2
③	事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋および償却資産	固定資産税 (家屋および 償却資産)	H29.3 専決	第61条 の2第3 項	法第349条 の3第30項			1/2
④	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設) (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥 処理装置、濾過装置等)	固定資産税 (償却資産)	R2.3 専決 R4.3 税法 改正	附則第 10条の 2第1項	法附則第15 条第2項第 1号	R4.4.1~ R6.3.31	期限なし	1/2
⑤	公害防止用設備(下水道除害施設) (沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥 処理装置、濾過装置等)	固定資産税 (償却資産)	R4.3 専決	附則第 10条の 2第2項	法附則第15 条第2項第 5号			4/5 (※3)
⑥	電気事業者による再生可能エネルギー電 気の調達に関する特別措置法に規定する 認定発電設備(太陽光発電設備) (総務省令で定める規模=1,000kw未満の もの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第 10条の 2第3項	法附則第15 条第26-25項 第1号イ	R2.4.1~ R6.3.31	3年度 分	2/3

⑦	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(風力発電設備) (総務省令で定める規模=20kw以上のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第4項	法附則第15条第 26 25項第1号ロ			2/3
⑧	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(地熱発電設備) (総務省令で定める規模=1,000kw未満のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第5項	法附則第15条第 26 25項第1号ハ			2/3
⑨	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(バイオマス発電設備) (総務省令で定める規模=10,000kw以上20,000kw未満のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第6項	法附則第15条第 26 25項第1号ニ			2/3
⑩	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(太陽光発電設備) (⑧以外=1,000kw以上のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第7項	法附則第15条第 26 25項第2号イ			3/4
⑪	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(風力発電設備) (⑨以外=20kw未満のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第8項	法附則第15条第 26 25項第2号ロ			3/4
⑫	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(水力発電設備) (総務省令で定める規模=5000kw以上のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第9項	法附則第15条第 26 25項第2号ハ			3/4
⑬	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(水力発電設備) (⑩以外=5,000kw未満のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第10項	法附則第15条第 26 25項第3号イ			1/2

⑭	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(地熱発電設備) (⑪以外=1,000kw以上のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第11項	法附則第15条第2625項第3号ロ			1/2
⑮	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(バイオマス発電設備) (総務省令で定める規模=10,000kw未満のもの)	固定資産税	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第12項	法附則第15条第2625項第3号ハ			1/2
⑯	企業主導型の特定事業所内保育施設 (政府補助に係る認可外の事業所内保育)	固定資産税 (家屋および償却資産)	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第13項	法附則第15条第3332項	H29.4.1~ R5.3.31R6.3.31	5年度分	1/2
⑰	水防法により指定された浸水被害軽減地区内にある土地 (輪中堤のようなもの) ※令和2年度より新規	固定資産税 (土地)	R4.3 専決 R5.3 改正	附則第10条の2第14項	法附則第15条第3938項	R2.4.1~ R5.3.31R8.3.31	3年度分	1/2 (※4)
⑱	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅)	固定資産税 (家屋)	R3.3 専決	附則第10条の2第15項	法附則第15条の8第2項	H27.4.1~ R5.3.31R7.3.31	5年度分	2/3 (※1)
⑲	中小企業等経営強化法による認定先端設備等導入計画の先端設備等に該当する機械装置等 (同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する特例対象資産と軽減割合を区別せず、どちらも「零」である。)	固定資産税 (機械装置等及び特例対象資産※2)	R5.3 削除	附則第10条の2第16項	法附則第64条	R3.4.1~ R5.3.31	3年度分	零
⑲	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション ①築20年以上経過している10戸以上のマンション ②大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っている ③修繕積立金が適切に確保されていること	固定資産税 (家屋)	R5.3 追加	附則第10条の2第16項	法附則第15条の9の3第1項	R5.4.1~ R7.3.31に修繕	工事完了の翌年度分のみ	1/3

○議会議決は、改正の議決も含む。

※1 税額を減額する割合(税額を2/3減額する。つまり、税額が1/3となる。)

※2 特例対象資産とは、家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備(家屋と一体となって効用を果たすものを除く。)並び

に構築物をいう。

- ※3 令和4年4月1日以降に建設した設備について適用する。(それ以前のものの軽減割合は、4分の3)
- ※4 水防法により指定された浸水被害軽減地区内にある土地は「3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下」だが、上里町はここだけ参酌値と異なる「2分の1」になっている。
- ※5 資産の取得時期や特例の適用期間は、法で定められる。